

令和7年度行橋市職員採用試験案内【B日程（初級職）】

1. 第1次試験日 令和7年9月16日（火）～10月6日（月）

2. 受付期間 令和7年8月5日（火）～9月1日（月）17時まで

※電子申請によりお申し込みください。

やむを得ない事情により電子申請ができない場合はご相談ください。

3. 試験区分、採用予定、職務の概要等

試験区分		採用予定数	職務の概要等
初級	事務職	1名程度	市長部局・議会・各種委員会等で事務に従事します。
	消防職	2名程度	消防署で消防業務（2交替制勤務）に従事します。なお、採用後6ヶ月間は消防学校に入校します。
	技能労務職	1名程度	市長部局・議会・各種委員会等で単純な労務（し尿収集、しん芥収集業務、給食調理・配送業務等）に従事します。

4. 受験資格

試験区分		受験資格
初級	事務職	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人
	消防職	① 平成10年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人 ② 以下の身体基準 （視力）矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ片眼でそれぞれ0.3以上 （色覚）赤・青・黄色の識別ができること （聴力）2mの距離で低語が聴取できること ③ 日本国籍を有する人 ④ 準中型自動車運転免許（5t限定を除く）を取得している人又は採用後2年以内に自己において取得できる人
	技能労務職	① 平成10年4月2日～平成20年4月1日までに生まれた人 ② 準中型自動車運転免許を取得している人、または採用後2年以内に自己において取得できる人

【受験資格留意事項】

※ 全ての試験区分において、学歴は問いません。

※ 事務職、消防職、技能労務職の併願はできません。

※ 次に該当する人は、受験できません。

① （消防職のみ）日本国籍を有しない人

② 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人

■ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

■ 行橋市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 試験の日時、会場、合格発表

(第1次試験)

試験区分	日 時	会 場	合 格 発 表
全試験区分共通	令和7年9月16日(火) ～10月6日(月) ※上記期間のうち、受験生が 選択する日時	受験生が選択する テストセンター ※ (全国の指定会場)	令和7年10月15日(水) (予定) 行橋市ホームページ及び市役 所掲示板に合格者の受験番号 を掲示します。 なお、合格者のみ文書で通知 します。

※選択できる会場は、CBTS 受験者専用サイトまたは行橋市公式ホームページに掲載している PDF ファイルをご確認ください。

※会場の開催日によっては、受験できない日があります。

第1次試験(テストセンター受験)について

- ①申し込んだ内容を確認し受付処理を行った後、採用試験申込の際に入力されたメールアドレスあてに「受験番号」「受験用 URL」を通知する受験依頼メールを送信します。
ここで通知される受験番号が合格発表時に掲載される番号となりますので、誤って削除をしないようご注意ください。
- ②メールで通知された URL からテストセンターの日時予約をして、受験可能期間中に必ず受験してください。
なお、**受験の際には身分証明書が必要です。**

(第2次試験)

試験区分	日 時	会 場	合 格 発 表
事 務 職	集団討論	行橋市役所庁舎 行橋市中央 1-1-1 0930-25-1111	令和7年10月下旬に行橋市 ホームページ及び市役所掲示 板に合格者の受験番号を掲示 するほか、受験者全員に合否 結果を文書で通知します。
消 防 職	集団討論 体力測定		
技 能 労 務 職	体力測定	行橋市役所庁舎 行橋市中央 1-1-1 0930-25-1111	令和7年11月下旬に行橋市 ホームページ及び市役所掲示 板に合格者の受験番号を掲示 するほか、受験者全員に合否 結果を文書で通知します。
	作 文 個人面接		

※詳細な日程等は第1次試験合格者に通知します

(第3次試験)

試験区分	日	時	会 場	合 格 発 表
事 務 職 消 防 職	作 文 個人面接	11月中旬	行橋市役所庁舎 行橋市中央 1-1-1 0930-25-1111	令和7年11月下旬に行橋市ホームページ及び市役所掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

※詳細な日程等は第2次試験合格者に通知します

※初級技能労務職の第3次試験はありません。

6. 試験の科目、内容等

	試 験 区 分	科 目	内 容
第1次試験	全試験区分共通	総合適性検査 (テストセンター方式)	<ul style="list-style-type: none"> 基礎能力検査（5科目） 言語：文章読解能力、数理：数的能力、論理：論理的思考能力、常識：人文・社会、自然に関する一般常識、英語：基礎英語 パーソナリティ検査
第2次試験	事 務 職	集団討論 (事務・消防)	人柄等についての集団討論による試験
	消 防 職		
	技能労務職	体力測定 (消防・技能)	反復横跳び、上体起こし、握力等の測定
		作文	課題に対する理解力、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
第3次試験	事 務 職 消 防 職	個人面接	人柄等についての個人面接による試験
		作文	課題に対する理解力、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
		健康診断 (消防のみ)	健康状態についての医学的検査

※ 技能労務職については、第3次試験はありません。

7. 試験合格から採用まで

この試験の最終合格者は、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、職員に欠員が生じ、市長が必要と認めた場合に、その中から名簿登載順に採用（原則として6ヶ月間は条件附採用）されます。従って、登載順位によっては採用が遅れたり、採用されないこともあります。

この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和8年4月1日以降に行われます。

受験資格がない場合、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は採用されません。

8. 給与（給料、諸手当）

初級事務職は194,500円程度、初級消防職は221,200円程度、初級技能労務職は192,500円程度の給与が支給されます。なお、上位の学歴や経験年数を有する人は、一定の基準により加算されることがあります。また、給与に併せて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、これらの額は、給与関係の条例、規則等の改正により変更されることがあります。

9. 試験結果の開示

この試験の結果については、行橋市個人情報の保護に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（未成年者にあつては、その法定代理人を含む。）が受験票を持参のうえ、直接市役所にお越し下さい。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者	順位及び得点	最終合格発表の5日後から60日間	行橋市役所4階 総務課職員係
第2次試験				
第3次試験				

（注）未成年者の法定代理人が開示請求をするときは、受験票の他に、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍抄本）及び法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を持参して下さい。

10. 受験手続

① 受験申込

■ 電子申請によりお申込み下さい。

やむを得ない事情により電子申請ができない場合はご相談ください。

■ 受付期間 令和7年8月5日（火）から9月1日（月）17時まで

※ 電子申請申込時の通信障害等のトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕をもってお申し込み下さい。

② 受験票の交付

■ 受付処理完了後に、申請の際に登録したメールアドレスあてに受験票のデータを送付します。

受験票は第2次試験より必要になりますので、印刷・ダウンロード等により保存してください。

※ 第2次試験では印刷された受験票が必要となります。

※ 迷惑メール等の設定をしている場合は「@mail.graffer.jp」及び「@cvt-s.com」のドメインから送信されるメールが受信できるよう設定して下さい。

※ メール容量が不足する場合は受信ができない場合があります。メール設定の不備等により受信できず、受験できなかった場合は一切責任を負いません。

③ 申込時の留意事項

■ 写真（申込前3ヶ月以内に、上半身・無帽・正面向きで撮影したもの）を必ず添付して下さい。

④ 受験票の紛失等

■ 交付された受験票は、第2次試験より必要になります。受験票は再ダウンロードが可能です。

〔参考〕日本国籍を有しない受験者の皆様へ

令和7年度行橋市職員採用試験においては、消防職を除き日本国籍を有しない人も受験することができます。

採用後は、公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、本市職員採用試験を受験するに当たっては、下記の事項にご注意下さい。

1. 日本国籍を有しない人が就く職について

公務員の任用は、公務員に関する基本原則・・・日本国籍を有しない人は、公権力の行使（許可、市税の賦課徴収、強制執行など住民の権利義務等を一方的に決定すること）又は公の意思の形成への参画（行政施策の企画立案、予算の編成など政策的判断を伴う事務について決定すること）に携わる職に就くことはできないという原則・・・に基づいて行われます。

従って、上記の公務員に関する基本原則にあたらぬ職に就くことになります。

2. 従事する職及び管理職への昇任について

行橋市では、上記の公務員に関する基本原則にある公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職について次のとおり定めていますので、採用後は概ねこれ以外の職に任用されることになります。

① 公権力の行使に携わる職

- ア 徴税吏員
- イ 許認可に携わる管理職
- ウ 強制執行に携わる管理職

② 公の意思の形成への参画に携わる職

- ア 庁議を所管する管理職及び常時これに参画する管理職
- イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職
- ウ 市財政を所管する管理職
- エ 各機関の人事を所管する管理職

3. 日本国籍を有しない人で、採用時点において法令により永住が認められていない人（在留の資格が「永住者」又は「特別永住者」以外の人）は、採用されません。

【申込みと問い合わせ先】

行橋市総務部総務課職員係

〒 824-8601 行橋市中央一丁目1番1号（市役所東棟4階）

TEL 0930-25-1111 （内線）1433・1434